



つくばみらい市訓令第13号

つくばみらい市文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年12月1日

つくばみらい市長 小田川



つくばみらい市文書管理規程の一部を改正する訓令

つくばみらい市文書管理規程（平成18年つくばみらい市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中第23号を第25号とし、第22号を第24号とし、第21号を第23号とし、同条第20号中「文書庫」の次に「又は文書管理システム」を加え、同号を同条第22号とし、同条第19号中「事務室内」の次に「又は文書管理システム」を加え、同号を同条第21号とし、同条中第14号から第18号までを2号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(15) 電子決裁 文書管理システムを使用して行う決裁をいう。

第2条に次の1号を加える。

(26) 文書管理システム 電子計算機を利用して、文書の收受、起案、決裁、保管、保存、廃棄その他文書管理に関する事務の処理を行うシステムという。

第10条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、同条第4項中「前項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、文書管理システムに所要事項を記録することにより收受した文書は、文書番号を取得することにより、收受印を押し、文書整理簿に所要事項を記入することを省略することができる。

第20条中「起案用紙（様式第9号）」を「文書管理システム」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、文書管理システムによる処理が困難である場合には、起案用紙（様式第9号）を用いた起案を行うことができる。

第25条第1項中「箇所に押印」を「方法により承認」に改め、同条第2項中「認印し」の次に「（電子決裁によるものを除く。）」を加える。

第27条を次のように改める。

（決裁年月日）

第27条 起案者は、起案文書の決裁を終えたときは、文書管理システム又は起案用紙に決裁年月日を記録又は記入するものとする。

第29条第2項中「、公示登録簿（様式第10号）により管理し、」を削り、同項ただし書を削り、同条第4項中「し、文書発送簿（様式第11号）により管理」を削る。

第39条に次の1項を加える。

4 前3項の規定にかかわらず、文書管理システムにより作成した文書は、文書管理システムに収納及び保存するものとする。

様式第10号及び様式第11号を次のように改める。

様式第10号 削除

様式第11号 削除

#### 附 則

この訓令は、令和5年12月1日から施行する。